

令和元年10月31日（木）
N P O 法人東海地域生物系先端技術研究会
2019年度第3回セミナー

品種の権利保護、品種登録 を巡る現状と課題

農林水産省
食料産業局

知的財産と知的財産権

知的財産基本法(平成14年法律第122号)

知的財産(第2条第1項)

- ①**発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物**その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)
- ②**商標、商号**その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの
- ③**営業秘密**その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

知的財産権(第2条第2項)

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に関する権利

農林水産業・食品産業における知的財産について

法律により規定された知的財産

○ 育成者権

(植物新品種の育成)



○ 特許権

(栽培技術・ノウハウや独自の資材)



○ 商標権

(商品のマーク・ブランド)



○ 実用新案権

(物品の形状、構造又はその組合せに係る考案)



○ 意匠権

(美しい外観、使い勝手の良い外観)



○ 地理的表示

(地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称)

○ 古くからある植物品種 (京野菜等)



○ 動物の遺伝資源



○ 食文化・伝統文化



せんべい汁

○ 生産・保存製造・技術



いぶりがっこ

○ ブランド

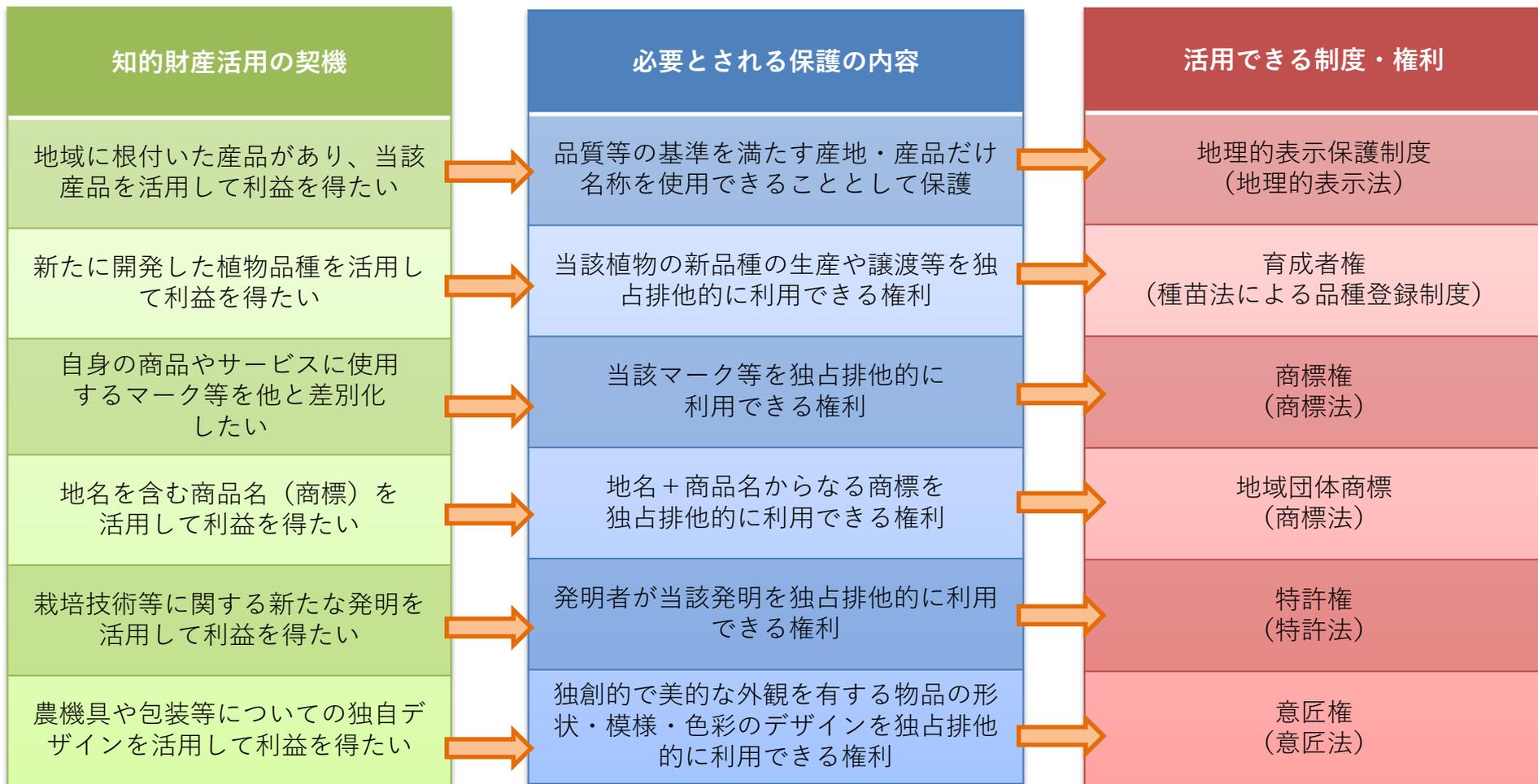
(地域ブランド・農産品ブランド等)

農林水産業・食品産業は「知的財産の宝庫」

農林水産業・食品産業における知的財産について

- 農林水産業・食料産業は、様々な知的財産が産み出されている「知識産業・情報産業」
- 今後、世界を相手にビジネスをする場合には知的財産に関する対策が不可欠。

【農林水産業・食品産業において知的財産の活用が考えられる具体的なケース】



植物新品種の戦略的な知的財産権の保護

- 我が国で開発された優良な植物新品種は、農業におけるイノベーションの源泉の一つ。しかし、優良品種の海外流出や品種開発の停滞といった課題を抱えている。
- このため、農業者が優良な品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性のある植物新品種の保護方策を検討。

種苗制度の主要な課題

国内で開発された優良な新品種が海外に持ち出され、無断で栽培される事態が生じている。

種苗が流出



中国産シャインマスカット（中国市場）

生産物がASEAN諸国等に輸出



中国産シャインマスカット（タイ市場）



韓国産シャインマスカット（タイ市場）

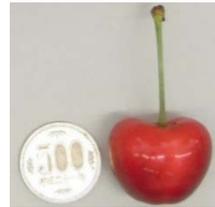
新品種の保護が適正に図られず、新品種の持続的な開発やブランド化に支障が出るおそれ。



一定の栽培条件を満たす生産者のみ栽培（水稲「つや姫」）



当初からまとまった出荷量を確保するため、苗木を一定数以上購入する生産者を登録し、産地づくりを促進（おうとう「山形C12号」）



今後の対応

海外で無断栽培を差し止めるため、海外においても、品種開発後の速やかな品種登録を促進する。

農業者が優良な品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性ある植物新品種の保護が図られるための方策について方向性を検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (R1.6.21)

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

(2) 地域産業の活性化

②農林水産業の活性化 (抜粋)

農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための「輸出促進本部 (仮称)」を農林水産省に創設する。(中略)

GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) の更なる推進や、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地の形成、最適な包材等の規格化・普及、マッチングできる環境の整備、JFOODOによる戦略的マーケティング、インバウンドの取組と連携したプロモーション、知的財産の戦略的活用等に取り組む。(中略)

国際収支ベースでの生産者等の稼ぎを拡大できるような取組を検討する。

優良品種の海外流出防止や植物新品種の育成促進のため、品種登録制度の充実に向け検討する。

優良な新品種が支える我が国農業の競争力

- 労働力不足の課題を解決するため、スマート農業の需要が高まるなど知的財産の重要性が増す中、農業におけるイノベーション創出が我が国農業の発展を促すことに繋がる。
- 種苗はそういったイノベーションの源泉の一つであり、我が国農業を支える戦略物資である。
- 環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が常に行われることで、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも利益。

我が国農業の競争力

超多収米

通常の1.5倍となる800kg/10a以上の収量を期待できる極多収米「とよめき」



優良な品種開発

- ・ 単位収量の向上
- ・ 病虫害に対応
- ・ 優良な耐候性
- ・ 味や外見が消費者の嗜好に適合
- ・ 流通上の課題（高い日持ち性、傷がつきにくい）に対応

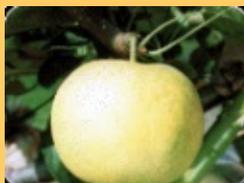
むきやすい栗

渋皮が簡単に剥けて、調理も簡単な画期的な和栗「ぽろたん」



病害に強い梨

従来品種の弱点であった黒斑病に強い梨「ゴールド 二十世紀」



寒さに強く美味しい米

耐冷性に加え、過去にない良食味を実現し、後のブランド米開発にも繋がった水稻「きらら397」



主な新品種の例

コシヒカリ新潟BL

育成者:新潟県

品種登録:2000年12月22日

特 徴:コシヒカリの食味の良さはそのまま、いもち病に対する抵抗性遺伝子をもつ品種。いもち病は稲収量の減収と食味の低下に繋がる深刻な病害であり、特にコシヒカリはいもち病に弱いですが、本品種ではそのリスクが回避されるため、生産者から強く支持されている。また、従来のコシヒカリ栽培時に防除目的で使用されていた農薬の使用量も減少することが可能。



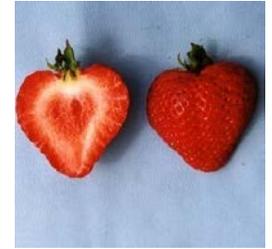
おいしさを保ったまま、
病気に強い稲

福岡S6号(あまおう)

育成者:福岡県

品種登録:2005年1月19日

特 徴:福岡県農業総合試験場で育成されたイチゴで、「あかい・まるい・おおきい・うまい」の頭文字を並べて「あまおう」と愛称(商標登録済)で呼ばれています。大きさや色はもちろん、食感の良さと濃厚な味わいが評判になっています。国内だけでなく、香港や台湾にも輸出されています。



あかい・まるい・
おおきい・うまい

あきばえ 秋映

育成者:個人育種

品種登録:1993年3月10日(2002年3月12日失効)

特 徴:「千秋」に「つがる」を交配し、長野県中野市で育成された品種。黒っぽい赤色の果皮色が特徴的。果肉はややかため。甘味と酸味が調和し濃厚な食味で市場評価も高く、育成地長野県では栽培の基幹として生産振興を図る品種として指定されるなど、国内の中生りんごの主力品種となっている。



秋のリンゴの主演

クイックスイート

育成者:(国研)農研機構

品種登録:2005年6月22日

特 徴:通常の品種より約20℃低い温度で糊化(でんぷんがのり状になること)するでんぷんを含み、短時間の調理でも甘くなる青果・加工用サツマイモ品種です。加熱調理中のデンプンの糊化及び糖化(でんぷんが麦芽糖に分解され甘くなること)が早いので、電子レンジで調理しても食味が良いです。



簡単に焼き芋が
できるさつまいも

種苗法で保護対象となる新品種

登録品種 (新品種)

○一般品種にない新しい特性

- ・ 良食味（高い糖度、良食感等）
- ・ 高い栽培適性（多収性、耐候性、耐病性等）
- ・ 高い機能性（高い機能成分の含有量、加工適性等）

○品種登録の要件

種苗法に基づき、登録の要件を満たすものとして登録されたもの。

○育成者権は25年(木本は30年)

育成者が種苗法に基づき品種登録することで育成者権を保護（知的財産制度）

一般品種

○在来種（伝統野菜など、地域で代々受け継がれてきた品種）

(例：「聖護院大根」、「下仁田ねぎ」、「丹波黒大豆」等)

○開発後に品種登録されたことがない品種

(例：「ふじ」、「コシヒカリ」、「桃太郎(トマト)」等)

○登録期間が切れた品種

(例：「きらら397」、「紅秀峰(サクランボ)」等)

誰でも自由に利用可能

(参考) 主な野菜における登録品種の割合

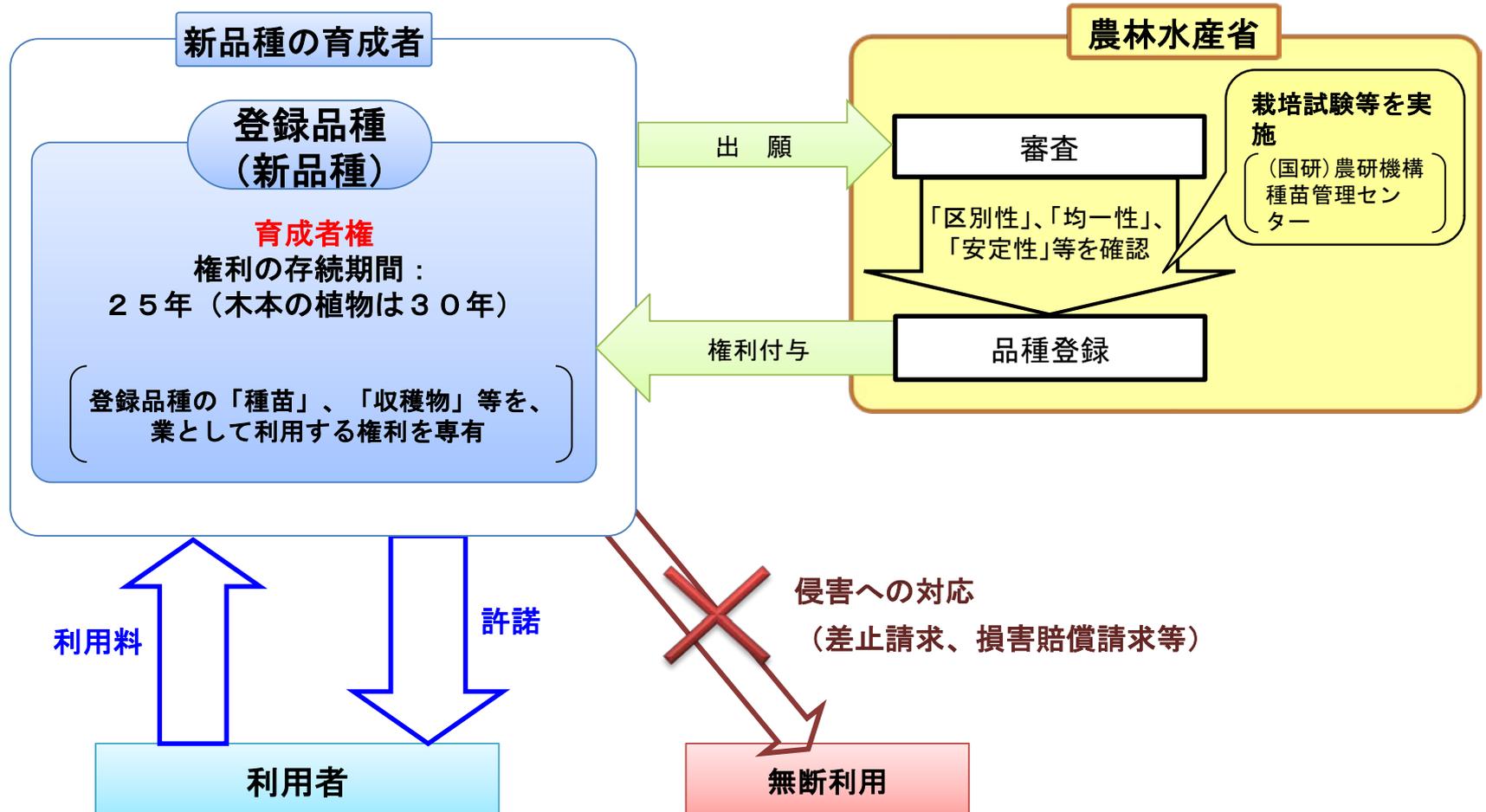
	登録品 種数	割合	主な登録品種	全品種数	主な一般品種
カブ	3	1.7%		181	小姫、聖護院、東京長、飛騨紅、スワン、とよしろ、春こい、雪あかり、早生大蕪
キャベツ	4	0.7%		600	あさしお、渥美、札幌大球、夏早生、信州、紫丸、ふゆあま、いろどり、楽園、冬の陣、デリシャス、彩音
キュウリ	18	4.0%	フリーダム	448	青長地這、加賀太、さつきみどり、四川、四葉、シャキット、セレクト、夏みどり、夏すずみ、緑さんご、麗人
ダイコン	15	2.0%	サラホワイト	734	あじまるみ、おでん大根、紀州、三太郎、大吉大根、春若、夏凧、冬自慢、健白、冬美人、長香太、与作
トマト	107	17.4%	すずこま、フルティカ	615	アイコ、イエローキャロル、桃太郎、ピンキー、ファースト、ふりこま、宝寿、りんか409、麗容、レッドオーレ、レッドボーイ
ナス	20	8.2%	あのみどり	245	黒陽、南部長、紫御前、加茂、ドカンチョ、とげなし千両、長緑、長岡長、梵天丸、大和黑、早生大丸
ニンジン	0	-		294	金時、信州、夏紅五寸、金美、ひとみ、ベターリッチ、甘美人、オレンジE、京くれない、三寸人参
ブロッコリー	2	1.1%		184	エクセル、グリーンドーム、さきどり、サマードーム、サミット、妙緑、チャレンジャー、マグナム、ピクセル、プライム、緑鱗
ホウレンソウ	0	-		414	次郎丸、バイキング、アクセラ、日本、オーライ、エスパーダ、サラダあかり、ハンター、プライド、マルス、メドレー
メロン	35	6.8%	アールス輝、イバラキング	511	アールスフェボリット、アンデス、アムス、オトメハニー、キンショウ、クインシー、タカミ、タカミレッド、ペルル

※品種数は「野菜名鑑2019年版」に掲載されている品種数

※有効登録品種数は農林水産省品種登録データベース(2018年3月時点)

種苗法による品種登録と育成者権の付与・保護

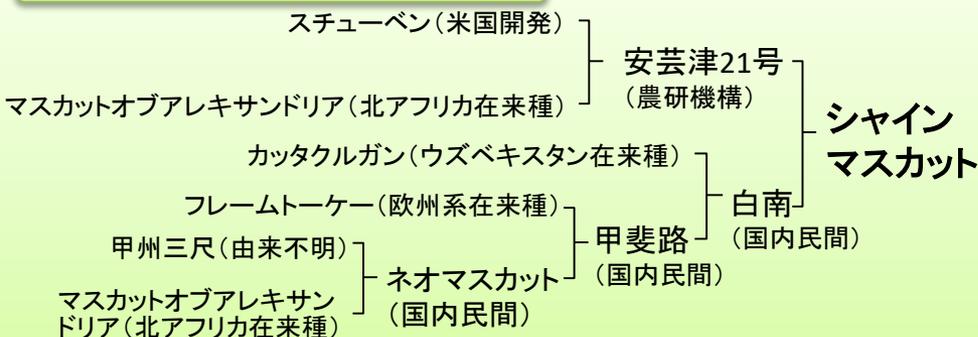
新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。



品種開発には多くのコストが必要

- (国研)農業・食品産業技術総合研究機構が開発したブドウ品種「シャインマスカット」は皮ごと食べられる手軽さと優れた食味が特徴であることに加え、種なし栽培も容易。長野県、岡山県をはじめ、東北から九州まで広く普及し、栽培面積は過去5年間で10倍に増加。(H20：57ha→H27：993ha)
- 育成には交配試験開始から18年、親系統となる「安芸津21号」の育成から数えれば33年かかっている。

「シャインマスカットの系譜」



【育種経過】

- ・ 1973年に良食味で低労力で栽培可能な品種育成を目標として農研機構が「スチューベン」と「マスカットオブアレキサンドリア」の交配により「安芸津21号」を育成したが、普及対象として選抜されず。
- ・ 「安芸津21号」を用い、交配(1988年～1990年)を続け「白南」との交配から得られた個体(115個体)から1個体を選抜。
- ・ 1999年から全国で選抜株の栽培試験
- ・ 2003年に新品種候補として選抜。
- ・ 2006年3月に種苗法に基づき品種登録
- ・ 2007年秋より苗木販売

交配により

「安芸津21号」を育成……………1973年

「安芸津21号」の後代育成開始……………1988年

選抜株の全国栽培試験……………1999年

新品種候補として選抜……………2003年

品種登録……………2006年

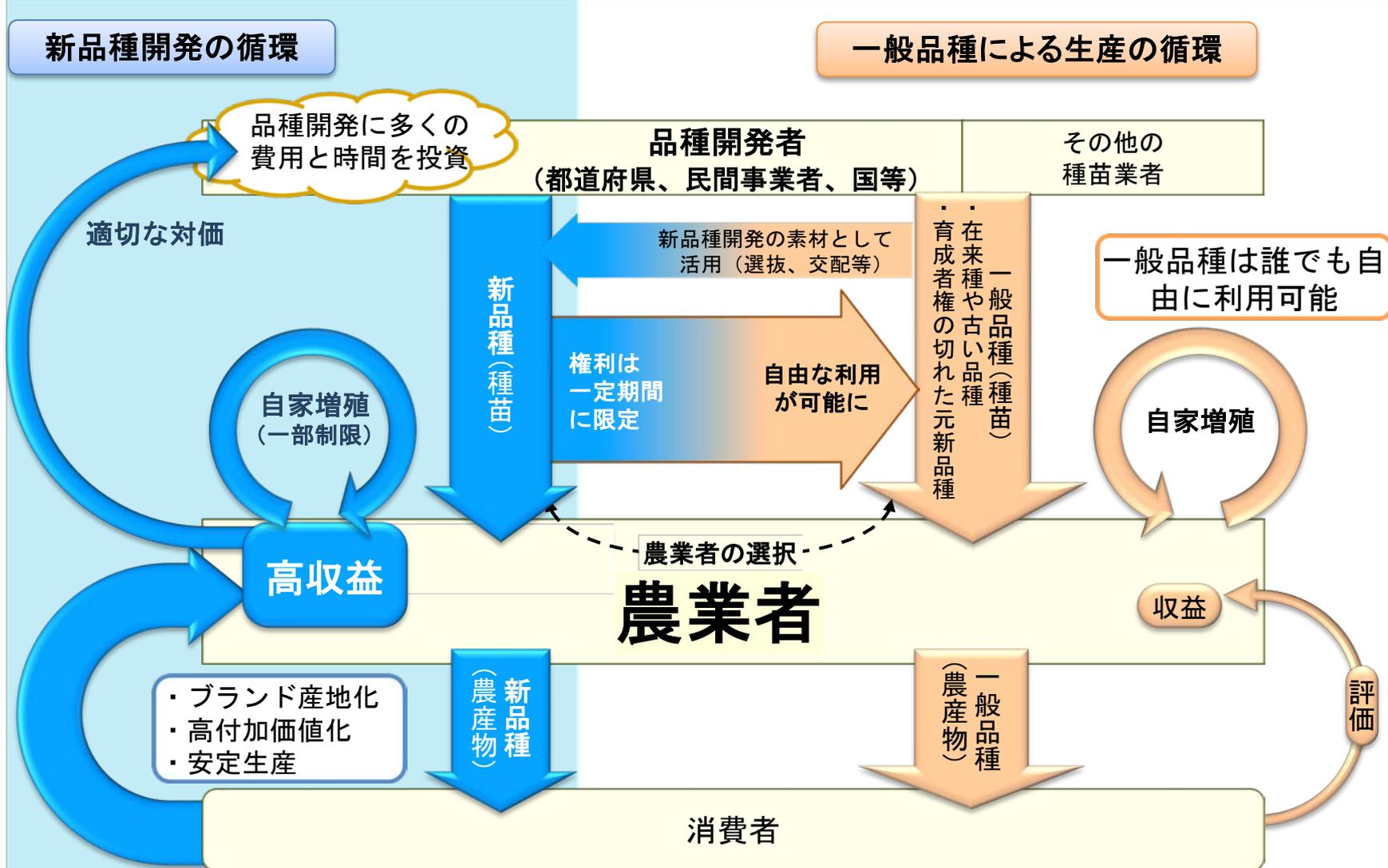
苗木販売開始……………2007年

33年

18年

優良な品種の持続的な利用につながる循環

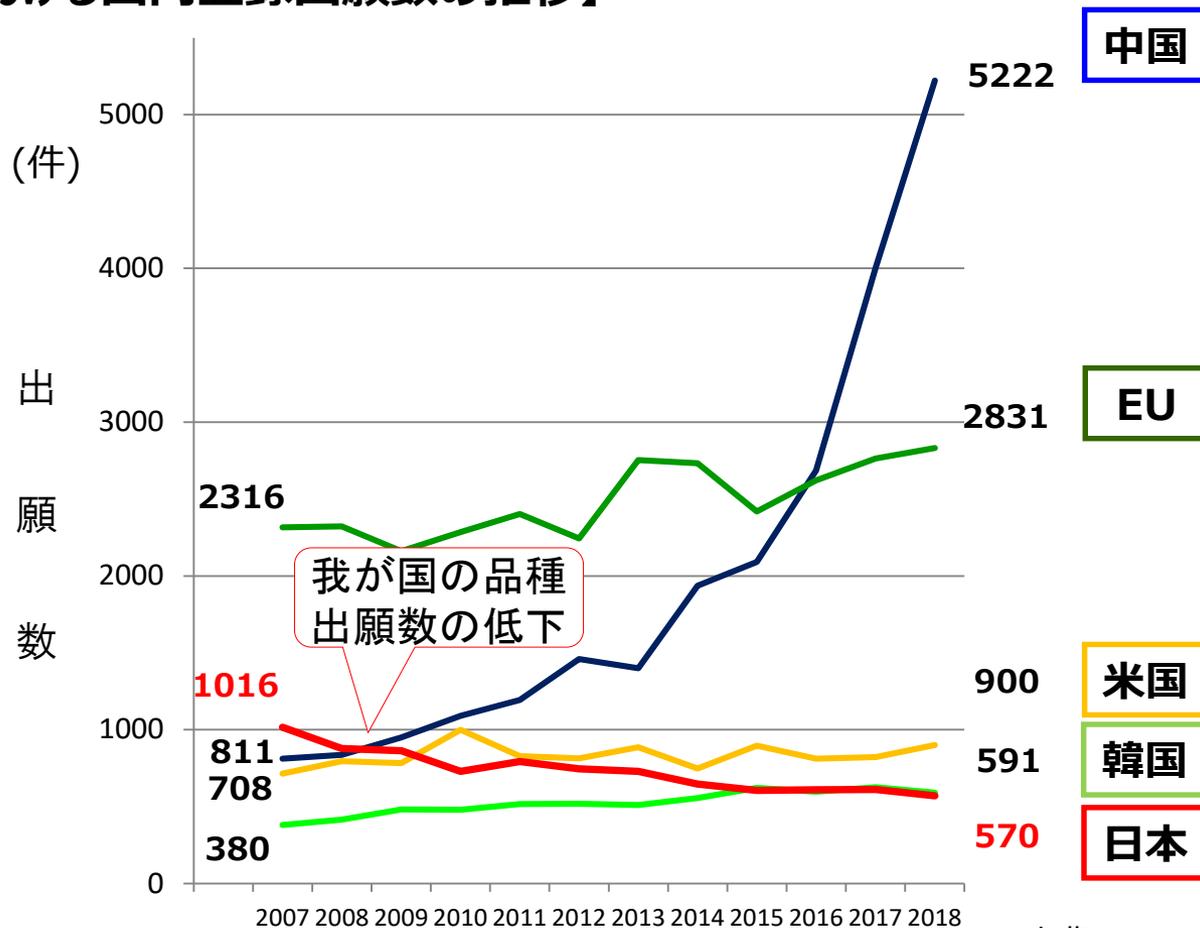
- 新品種開発の利益が、一定期間に限って開発者に還元され、新品種の開発のインセンティブを確保することが農業者による優良品種の持続的な利用のために必要。



新品種の出願数の減少

- 環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が常に行われることにより、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも利益。
- 優良な新品種は我が国農業の強みの源泉でもあるので、我が国では新品種の出願数が減少傾向にあり、日本農業の競争力にも影響が懸念。

【各国における国内登録出願数の推移】



我が国の品種
出願数の低下

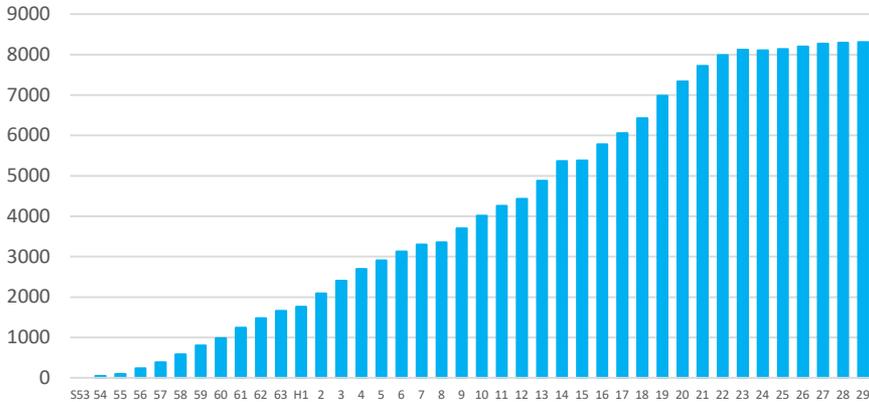
○ 我が国の出願はこの10年で4割減少
○ 現在は、中国、韓国の品種出願数にも及ばない状況

出典：UPOV
※“Residents”を国内出願分として集計

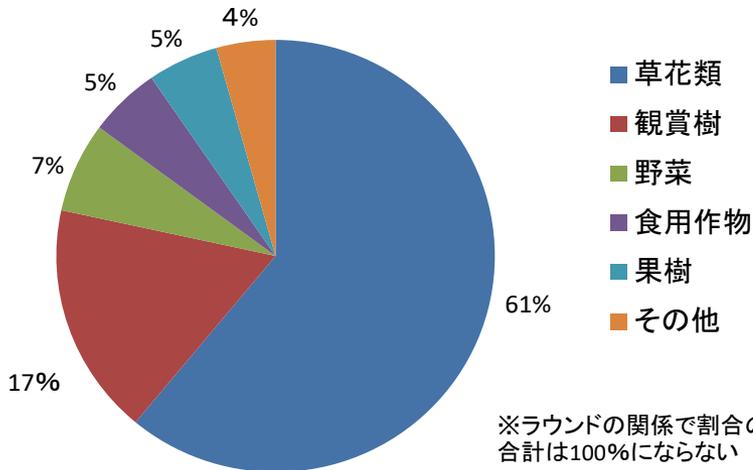
登録品種の状況

- 平成29年度末現在、権利存続中の品種は8,311。
- 平成30年度までの登録累計は27,396（権利が消滅したものも含める）。
- 登録品種を作物別にみると、草花類（61%）、鑑賞樹（17%）、野菜（7%）の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社（53%）、個人（26%）、都道府県等（10%）の順で多くなっている。

①権利存続中の登録品種数（各年度末）

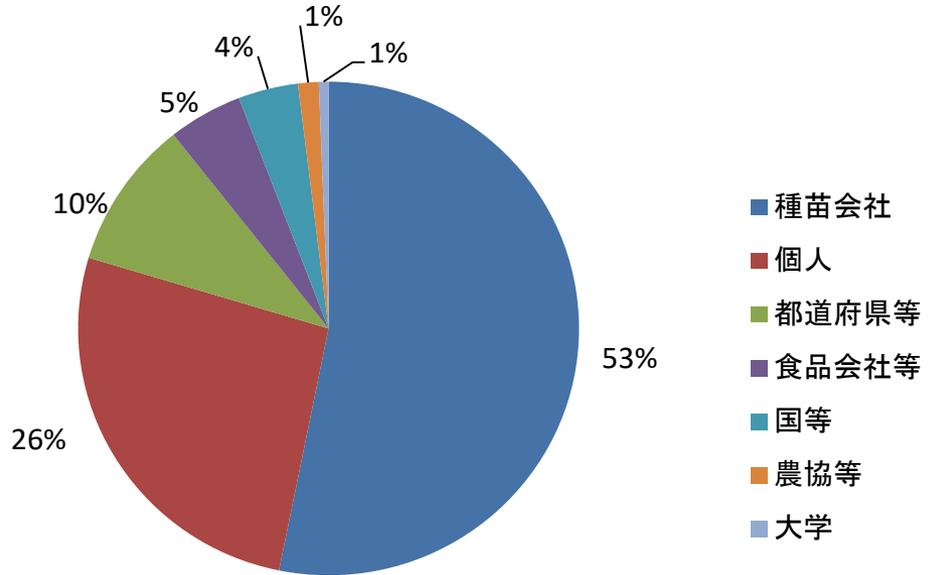


②登録品種の作物別割合（S53～H30計）



※ラウンドの関係で割合の合計は100%にならない

③登録品種の権利者の類型別割合（S53～H30計）



注：①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

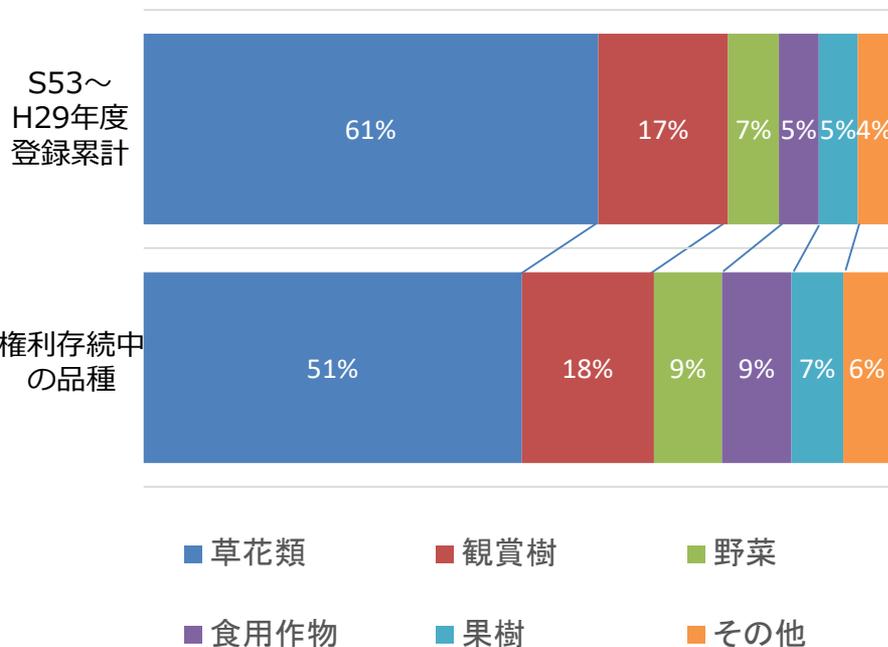
③都道府県等は、市町村を含む。

④国等は、独立行政法人を含む。

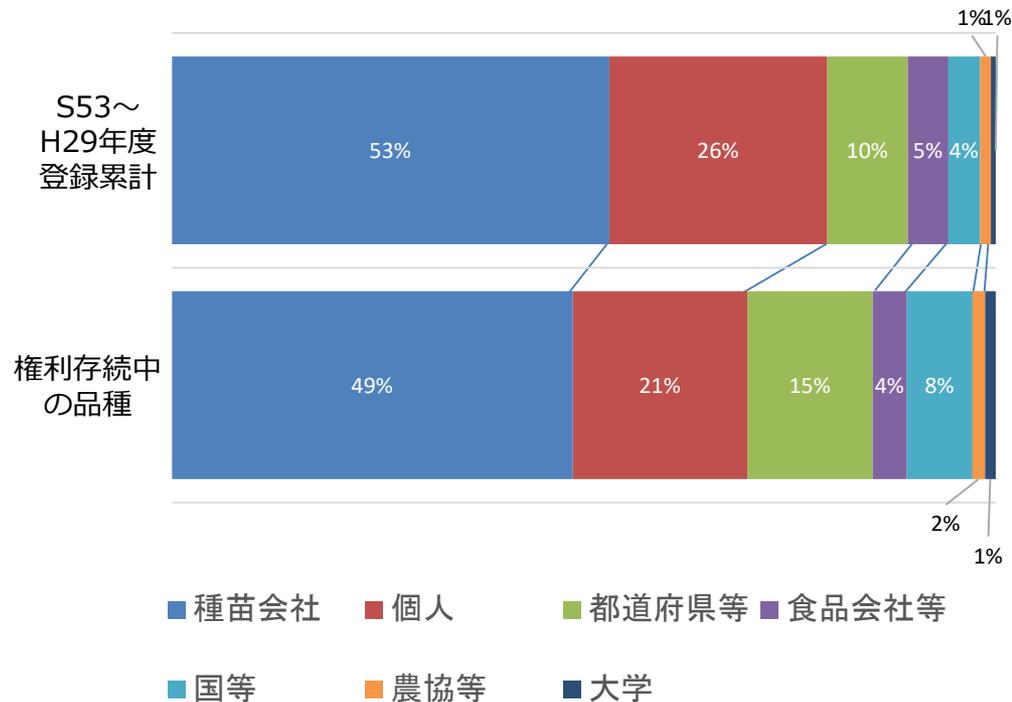
登録累計と権利存続中品種の登録割合

- 旧種苗法(昭和53年) から平成30年度末までの登録累計は、27,396 (権利が消滅したものも含める)。
- 平成29年度末現在、権利存続中の品種は8,311。
- 作物別の登録品種の割合では、草花類、観賞樹、野菜、食用作物の順で多く、また権利者の類型別にみると、種苗会社、個人、都道府県等の順で多くなっている。

①登録品種の作物別の割合



②登録品種の権利者の類型別の割合



※ラウンドの関係で割合の合計は100%にならない場合がある

登録品種作物分野別・業種別の内訳

(S53～H30年度、件)

	個人	種苗会社	食品会社 等	農協	大学	都道府県	国	合計
草花・観賞樹	6,253	13,293	686	233	53	876	84	21,478 (78%)
食用作物	104	53	119	20	28	724	399	1,447 (5%)
野菜	256	650	239	41	23	484	153	1,846 (7%)
果樹	578	206	42	57	39	344	164	1,430 (5%)
その他	56	366	245	15	15	240	258	1,195 (4%)
合計	7,247 (26%)	14,568 (53%)	1,331 (5%)	366 (1%)	158 (1%)	2,668 (10%)	1,058 (4%)	27,396 (100%)

※ ラウンドの関係で作物分野の割合の合計は100%にならない。

我が国で開発された優良品種の海外流出

【国内】

- ・ シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・ 甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・ 輸出産品としての期待も高い

苗木が
海外に流出

【中国】

- ・ 「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認
- ※「香印」はシャイン(xiāng yìn)と発音される。
- ・ 「**香印**」を含む商標の出願(**香印青提**、**香印翡翠**)が判明
- ・ 日本原産として、高値で苗木取引

生産物が
更に輸出

【東南アジア等】

- ・ **タイ**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・ **香港**市場で**中国産**、**韓国産**のシャインマスカットの販売を確認
- ・ **マレーシア**、**ベトナム**市場で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



中国産「陽光バラ」「中国産」香印翡翠
(約490円/パック) 翠(約1,357円/kg)

【韓国】

- ・ **韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認



タイ市場で発見された
中国産「陽光バラ」

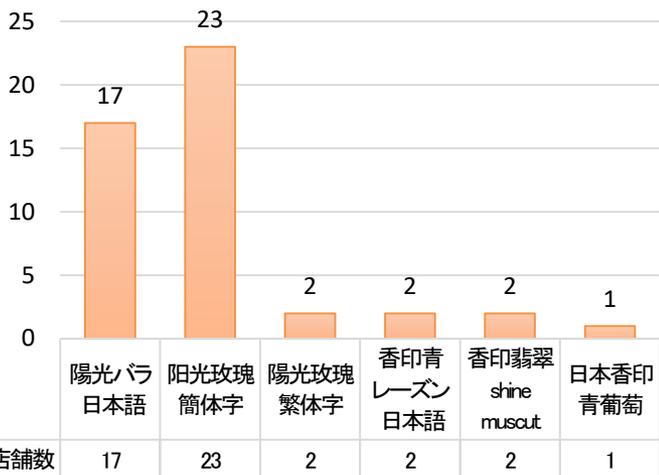


タイ市場で発見された韓国
産「SHINE MUSCAT」

○中国に流出したシャインマスカットは各地で栽培され様々な名称で販売。

○日本のブランド名でもある「晴王」の名称で販売されている。

シャインマスカット発見店舗数



陽光バラ 日本語



しこく香印青レーズン 日本語



阳光玫瑰 簡体字



阳光玫瑰葡萄 簡体字



陽光レーズン 繁体字



阳光玫瑰 繁体字

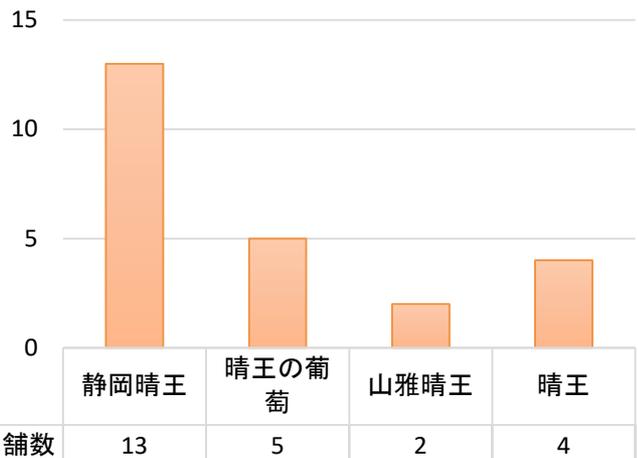


香印翡翠 shine Muscat



日本香印青葡萄

晴王発見店舗数



静岡晴王(箱と中の商品)



晴王の葡萄



山雅晴王



晴王(箱には記載がないが中のブドウに「晴王」のシール)



韓国におけるイチゴ問題の経緯

- 日本の育成者権者が韓国の生産者に許諾(期間限定、契約者のみ利用可等)した「章姫」、「レッドパール」が、第三者に流出し広く栽培された。
- 2006年には両品種は韓国のイチゴ栽培シェアの8割以上まで広がり、その後、これらの日本品種をもとに韓国で開発された品種が拡大(シェア9割以上)。
- 日本は韓国に対し、早期に全植物を保護対象とするよう累次の要請を行ったものの、**UPOV条約上の猶予期間2012年までイチゴを保護対象にされず**、育成者の権利は保護されなかった。

日本の育成者と韓国生産者との協議

1996年 「章姫」の育成者権者が韓国種苗業者に許諾

1998年 「レッドパール」の育成者権者が韓国生産者と許諾

(この間、韓国で育成者の許諾を得ず広く増殖・栽培され、2006年頃の両品種の韓国のシェアが8割超)

2006-2009年

日本の育成者権者と韓国のイチゴ生産者協会との間で協議が行われたが、許諾料等の条件で折り合わず決裂

2012年 日本品種をもとに開発された韓国品種が品種登録(雪香(ソルビヤン)、梅香(メイヤン)等)

韓国におけるイチゴの保護対象化

1998年 種子産業法施行(現新植物品種保護法)

2002年 UPOV条約に批准、2006年までにイチゴの保護化を表明(条約上、10年後の2012年までに全植物の保護対象化が義務)

2006年 イチゴの保護対象化を2009年まで延期

2009年 イチゴ等を除く全植物を保護対象化

2012年 イチゴ等を含む全植物を保護対象化

【その他の知的財産侵害】

商標の冒認出願

栃木県が開発したイチゴのブランド名「スカイベリー」に関連する名称が、中国で冒認出願・登録される事例が発生

【スカイベリーの知的財産権取得状況】

(1) 商標権

栃木県等が平成24年9月に国内で商標権を取得



(2) 育成者権

栃木県が平成26年11月に国内で育成者権を取得(登録品種名「栃木i27号」)

※ 国内販売(平成24年)から4年以上経過しているため、海外での品種登録はできない。

(3) 海外における商標権取得状況

香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアにおいて商標権を取得済み

中国で、栃木県とは無関係の第三者が、「スカイベリー」の関連名称を商標登録

登録商標	出願区分	登録日	出願者
SKYBERRY	生の果物など	2016年6月28日	上海汇果电子科技有限公司
SKYBERRY	広告、商品販売など	2016年6月28日	
天空草莓	生の果物など	2016年12月14日	
天空草莓	医薬品等の販売	2016年7月21日	

※ 「天空草莓」は、栃木県がネーミングした「スカイベリー」の中国名

スカイベリーの冒認商標の登録に関しては、複数の新聞でも報道

・ イチゴ「スカイベリー」日本産また“標的”

(日本農業新聞 2017.9.6 朝刊1面)

・ 中国 勝手にブランド名登録

(産経新聞 2017.9.7 朝刊3面)



【その他の知的財産侵害】

デコポン（不知火）について

1 日本で育成・普及

1972年（昭和47年）に農林水産省果樹試験場（現農研機構）で交配。
熊本県で品種名「不知火（ｼﾝﾌﾙ）」として普及。

1993年（平成5年）熊本県果実農業協同組合連合会が「デコポン」として商標登録。品質基準（糖度13度以上、酸度1度以下）をクリアし、日本園芸農業協同組合連合会傘下の農業団体（JA）に限り名称使用可。全国へ普及。

2 海外への流出

不知火は海外で育成者権を取得しなかったことから、多くの国で栽培されブランド化されているが、日本には利益が還元されていない。

○ 韓国での状況

1990年代に韓国の済州島へ渡って特産品となり、「漢拏峰（ハルラボン）」という名称で高級ミカンとして知られ贈答用にも使用されている。

○ 米国での状況

1998年にカリフォルニア州に日本の品種として輸入。

2011年には「Sumo Citrus」として販売され、Suntreat社が商標登録。「Sumo」は、甘い、種なし、むき易いなどの特性が米国消費者から高い人気を得ており、Suntreat社はオーストラリア、スペイン、ペルー、南アフリカでも展開し、年間商材として供給が確立されている。



韓国:「漢拏峰(ハルラボン)」
出典:韓国の通販ページ



米国:「Sumo」
出典:Suntreat社HP

海外での品種登録の必要性

UPOV条約に基づく国際ルール

- 相手国で品種登録可能な品種は持ち出し自由。
- 自国内で譲渡開始後4年(木本は6年)以内しか外国で登録できない。

自国内で品種登録後、速やかに外国で登録しなければ保護できない

しかし、日本の農業関係者は海外での育成者権保護の必要性に気付いていない。

韓国のケース

日本のイチゴ品種が自然に流入

当該品種を基に韓国で品種改良

タイなどアジアマーケットに輸出

(平成25年度農林水産省「東アジア包括的育成者権侵害対策強化委託事業報告書」)

中国のケース

出願可能期限を経過した品種が中国に移入
紅ほっぺ シャインマスカット



中国で栽培成功。日本原産として高値で苗木取引

“中国広西自治区でシャインマスカット産地化に成功”
(現地新聞情報)

可能性のあるマーケットを喪失

知的財産の戦略的活用

- 海外への流出防止を実効的に実施するためには、開発されてから速やかに、
 - ①栽培等が行われる可能性の大きい国、②主な輸出先国、の双方で登録することが重要。
- **品種登録は育成者権を主張する各国ごとに行う必要。**

外国において 品種登録すれば

外国で品種登録し、育成者権を取得

- 対象範囲:登録先国全て
- 可能な対抗措置
 - ・種苗の回収・廃棄
 - ・栽培の差止め
 - ・販売された農産物の回収・廃棄
 - ・発生した損害の賠償請求
 - ・輸出入における水際取締

海外持ち出し禁止の 契約では

種苗の譲渡契約時に、同種苗の海外持出しの禁止条項を設定

- 対象範囲:契約当事者のみ
(第三者や流出経路がわからない場合、効力が及ばない。)
- 可能な対抗措置
契約先へ発生した損害の賠償請求のみ
(流出した種苗の回収は不可能)

外国において 商標登録すれば

外国で製品のブランド名を商標登録

- 対象範囲:登録先国全て
- 可能な対抗措置
 - ・ブランド名称の使用差止め
 - ・発生した損害の賠償請求
 - ・輸出入における水際取締
※更新すれば半永久的に継続。

しかしながら、名称を変更すれば

- ・商標権の侵害にはならない
- ・種苗の持ち出しや栽培は防げない

植物品種（育成者権）侵害の対策

植物品種等海外流出防止総合対策事業

【平成31年度予算額 100（95）百万円】
（平成30年度第2次補正予算額 1,680百万円の内数）

海外における監視の取組

農林水産省

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

- ・中国等海外における流出実態の把握
ー現地での農産物販売状況調査、カタログ等による種子販売状況調査
- ・コンソーシアム会員からの情報提供・侵害対応相談

海外における品種登録出願

・主要マーケット又は模倣リスクの高い国においては、知的財産権を戦略的に取得し、市場における不法な流通を防止することが必要

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

海外出願
相談・支援
申請

出願経費
の支援
(定額・1/2)

育成者権者

侵害の懸念が
ある品種を
優先的に支援

海外における権利侵害への対応

植物品種等海外流出防止対策 コンソーシアム

侵害対応経費の支援(2/3)

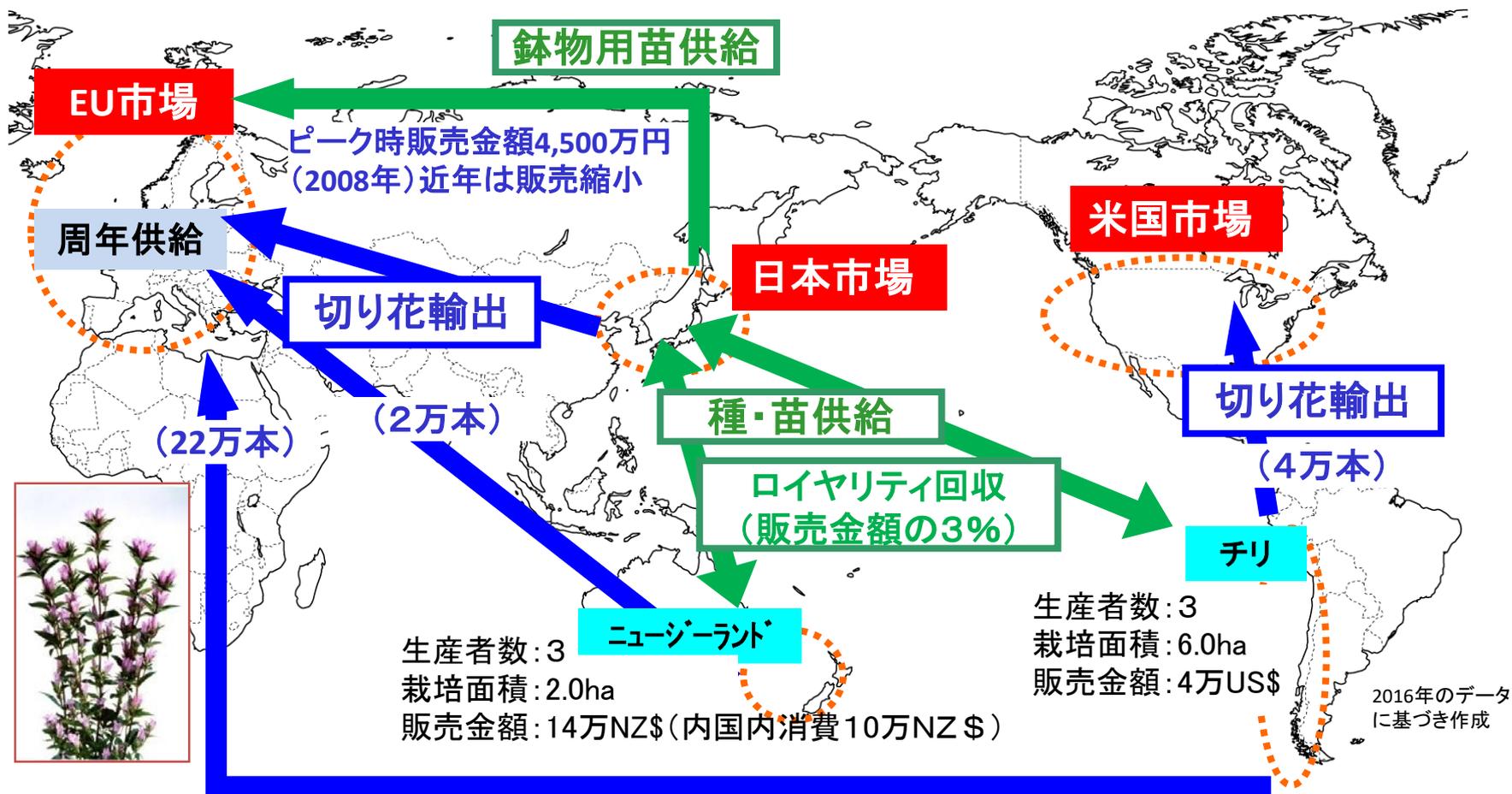
育成者権者(侵害を受けている可能性)

迅速な育成者権侵害への対応を可能とするため、DNAマーカー等を用いた品種識別技術の実用化推進

- ・侵害の事実確認(DNA鑑定等)
- ・栽培差止請求等

りんどうの新品種の開発と国内外の知的財産権活用

- 八幡平市がりんどうの新品種を開発し、国内外で知的財産権（育成者権、商標権）を取得、「安代りんどう」をブランド化。
- 生産者と専用利用契約を結び、種・苗の供給、栽培指導を行うほか、ロイヤリティを回収し、新品種育成資金を確保。2016年よりEUでの鉢物契約栽培を開始。
- 南半球での契約栽培により、世界市場へ周年供給が可能。さらに、ニュージーランドとの共同育種を実施。



種子繁殖性イチゴ「よつぼし」海外展開

- 三重県、香川県、千葉県、農研機構（育成4機関）が種子繁殖性イチゴ（F1品種）を開発。
- 育成4機関は、国内のパートナー企業を選定し、国外における生産を許諾。パートナー企業は、UPOV条約加盟国の各国で育成者に代わって品種登録出願、登録維持、権利侵害対応費用と事務を負担する一方、権利取得した国での独占的な利用権を行使することが可能（ただし、権利取得した国以外へ種苗と生産物を輸出することは不可）。
- 検疫条件により日本からイチゴ生果の輸出ができない国において、種子を輸出し現地でイチゴ生産を拡大することにより、日本のイチゴ品種の市場開拓が期待される。

イチゴ新品種「よつぼし」とは？



品種の特徴

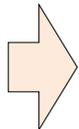
- ・種子から育てるから、病害虫が少なく増殖率が高い。
- ・長日条件で花芽ができやすい四季成り性を持つ。
- ・鮮紅色で形の良い、濃厚な食味。

期待される効果

- ・増殖効率が飛躍的にアップ。病害虫やウイルスに感染していない苗が容易に得られる。
- ・イチゴ生産者は苗の入手が楽になり、育苗労力が大幅に削減されるうえ、規模拡大や新規参入も容易になる。

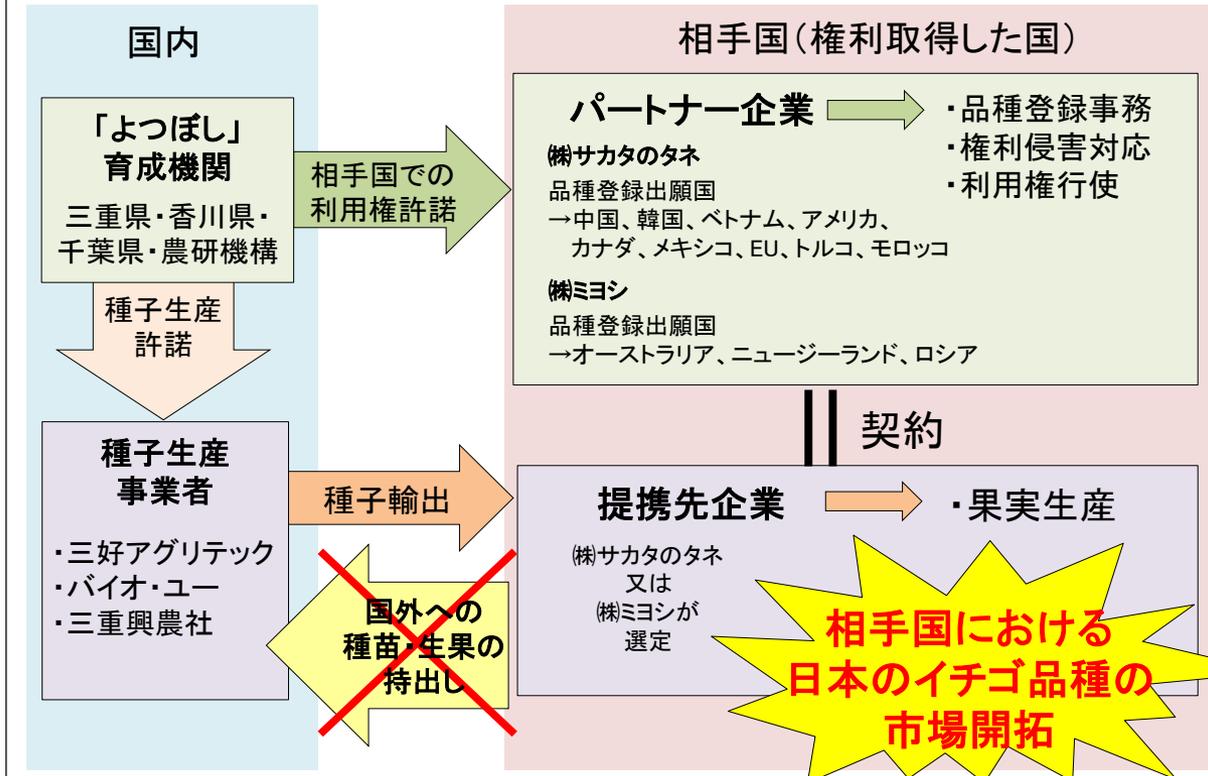


従来品種は親株から増殖した苗を配布



よつぼしは種子を配布
病害虫フリーの苗が容易に得られる

UPOV条約加盟でイチゴ品種保護制度がある国において権利の取得と事業を展開



東アジア植物品種保護フォーラムについて

- 東アジア地域の連携による品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより、**ASEAN+日中韓の13か国から成る「東アジア植物品種保護フォーラム（East Asia Plant Variety Protection Forum）」**を2007年に設立。
- これまでに、**ブルネイ、ミャンマーの国内法（案）がUPOV加盟審査で認定**されるなど、各国における主体的な取組の動き。

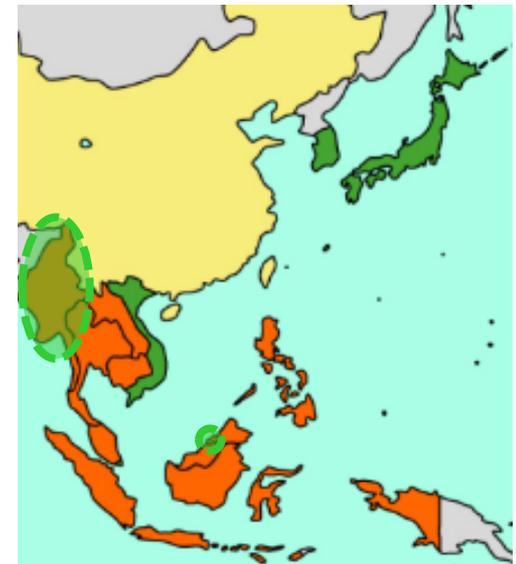


第11回「東アジア植物品種保護フォーラム」本会合（2018年8月1日、於：マニラ）

東アジア植物品種保護フォーラムの活動

- ・毎年、政策決定者等が参加する年次会合を開催し、情報共有・協力活動の決定を行う。
- ・植物品種保護制度の整備・充実を目的とした協力活動を実施。

＜東アジア地域のUPOV加盟状況＞



■	UPOV91年条約
■	UPOV78年条約
■	UPOV非加盟

※ブルネイ、ミャンマーは、国内法(案)とUPOV91年条約との適合性が2017年UPOV理事会で承認された。

東アジア植物品種保護フォーラムの10年戦略

- 10年戦略は、今後10年のフォーラムの取組を戦略的に展開すべく、**東アジアの全ての参加国のUPOV加盟を盛り込んだフォーラム全体の「共通方針」と、その達成に向け各国が策定する「各国実施戦略」により構成。**
- 2018年8月1日、フィリピンにおける本会合で採択され、**今後はこの10年戦略に基づく活動を重点的に実施。**

EAPVPフォーラム10年戦略（10-Year Strategic Plan）

共通方針 Common Direction

長期方針 Long-term direction

- 全ての参加国のUPOV加盟達成に向け、各国はUPOV91年条約に則したPVP（植物品種保護）制度を確立
- 地域における品種保護の調和と協力の促進

目標 Objectives

- 目標1：各国はUPOV条約に則したPVP制度を強化
- 目標2：地域における出願・審査手順の調和、協力の促進

コア活動 Core activities

- 各国個別活動（目標1達成に向けた活動）
法令整備、審査手続の確立、審査当局の能力向上等
- 地域協力活動（目標2達成に向けた活動）
地域における出願・審査手順の調和・審査協力等

各国実施戦略 Individual Implementing Plan

- 各国は、共通方針を反映した目標、活動計画を記載した各国実施戦略を作成



各国は自身の各国実施戦略を踏まえ、協力活動を提案

協力活動 Cooperation activities

- フォーラムでは、10年戦略の共通目標に即した活動を優先的に支援

日本の植物品種審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書締結

- 日本の種苗の輸出拡大には、海外において日本の種苗会社等の有する植物品種の知的財産が保護されることが不可欠。
- 植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）に基づき、UPOV加盟国が審査を行う際には、他国での審査結果を活用できることとなっている。

日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、日本からの品種登録出願件数の多い国々のうち以下の15か国・地域との間で、**日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結**を行った。

覚書締約相手国



オーストラリア



ブラジル
連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム
社会主義共和国



欧州連合
(EU)



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



オランダ王国



トルコ共和国



カナダ



ペルー共和国



シンガポール
共和国

今後、他のUPOV加盟国とも無償提供に係る覚書の締結を推進

優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会

【開催趣旨】（開催要領より）

植物新品種は農業の生産性の向上や消費者の多様な嗜好に応えることで、農業者の収益の増大をもたらすものであり、高い技術力に支えられ我が国で開発された新品種は、国内のみならず海外でも高く評価され、我が国農業の強みの源泉の一つとなっている。

こうした植物新品種を知的財産として保護するため、種苗法に基づく品種登録制度があるが、近年、我が国で開発された品種が海外に流出し栽培が広がっていることが問題になっている。また、我が国農業の強みを活かした輸出戦略の実現や様々な栽培上の課題の解決を求められるなか、我が国における品種開発は停滞傾向にあることから、将来的な我が国農業の国際競争力への影響が懸念される。

こうした情勢の変化を踏まえ、農業者が優良な品種を持続的に利用していくことが可能となるよう、より実効性ある植物新品種の保護が図られるための方策を広く関係者で議論し、方向性を検討することを目的として、有識者からなる検討会を開催する。

【開催実績】

第1回：3月27日（水）、第2回：5月10日（金）、第3回：6月28日（金）、第4回：8月2日（金）、第5回：9月25日（水）

※以降、議題に応じて適宜開催予定

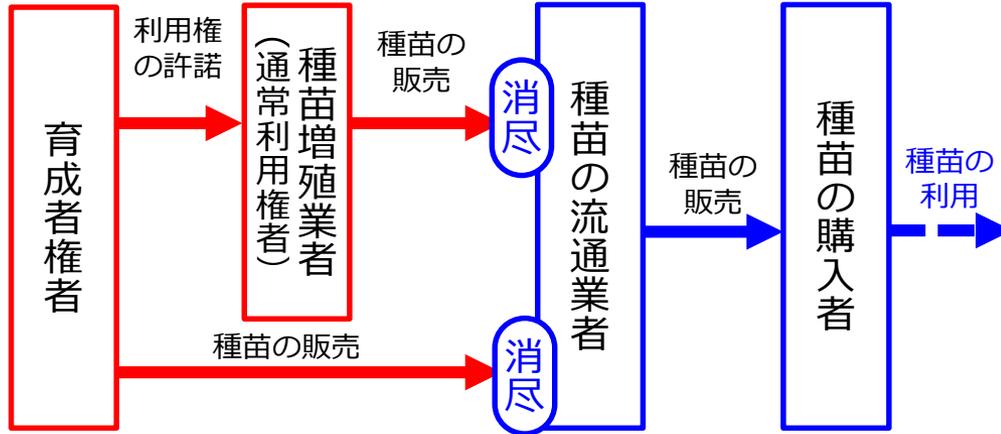
【委員】

氏名	役職	氏名	役職
池村 治	味の素（株）知的財産部 部長	栗原竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部 部長
伊原友己	弁護士（弁護士知財ネット 事務局長・理事）	小松宏光	長野県果樹試験場 場長
魚住りえ	フリーアナウンサー	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 教授
合瀬宏毅	日本放送協会 解説副委員長	中平義則	株式会社 なかひら農場 社長
大淵哲也	東京大学法学部 教授	西川芳昭	龍谷大学経済学部国際経済学科 教授
加藤好一	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 代表理事会長	矢野昌裕	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構本部 総括調整役
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事	油木大樹	（株）武蔵野種苗園 代表取締役 社長
金澤美浩	（有）矢祭園芸		

育成者権者の意図に反した利用が制限できるようにすべきではないか

- 育成者権者が海外持ち出しを制限する意図を有している場合に、育成者権者の意図に反した優良品種の海外持ち出し等に育成者権が及ぶようにできないか。（知的財産権の消尽やUPOV条約との整合性に留意が必要。）
- 同様に、育成者権者が国内での栽培地域を制限する意図を有している場合に、育成者権が及ぶようにできないか。

【現状】

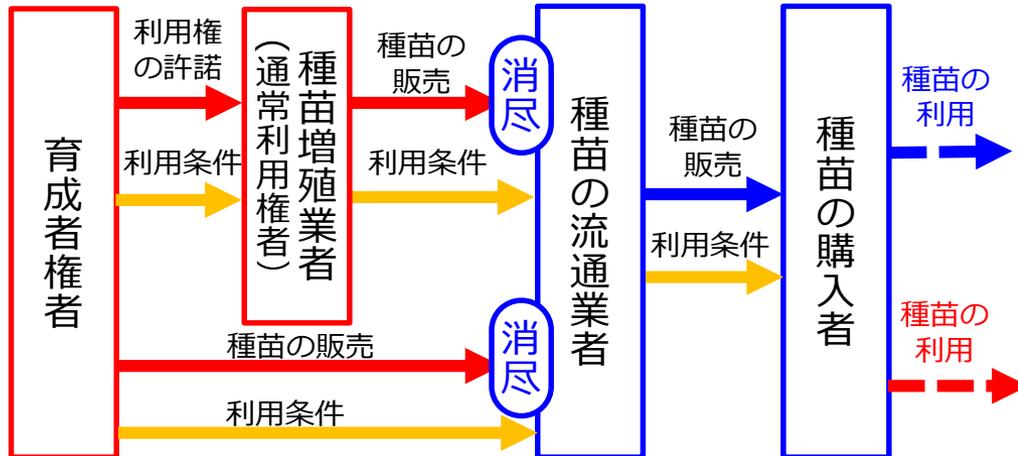


(育成者権者の意図に関わらず)
種苗の利用には育成者権は及ばない。
(UPOV加盟国への持ち出し等も自由)

(例外) 育成者権者の許諾が必要

- ・種苗を増殖する行為
- ・UPOV非加盟国等に種苗を輸出する行為

【適正化のイメージ】



利用条件に沿った利用には
育成者権は及ばない。

育成者権者の意図に反した利用は育成者権が及ぶこととすべきではないか。
(国内生産に限り許諾している種苗の、増殖目的での海外持ち出し等)

育成者権者の意図に反した利用が制限できるようにすべきではないか

【検討会における意見】

- ・ 優良品種の国外流出には強い対応を期待する。
- ・ 育成者権者が利用を国内生産に限定していても、海外への持ち出しが制限できない等の問題がある。
- ・ 育成者権者が意図しないインターネット販売、登録品種の海外持ち出しを防止する方策の整理が必要。

【課題解決のための論点】

（種苗の利用に係る地域の制限）

- 育成者権者が登録品種の利用について条件を付した場合には、登録品種を譲渡した場合であっても、条件に反した行為について育成者権の効力が及ぶ（消尽の例外規定の追加）ようにできないか。
- 消尽の例外となるのは、輸出先や栽培地域を限定する等の明確な条件に限定すべきか。

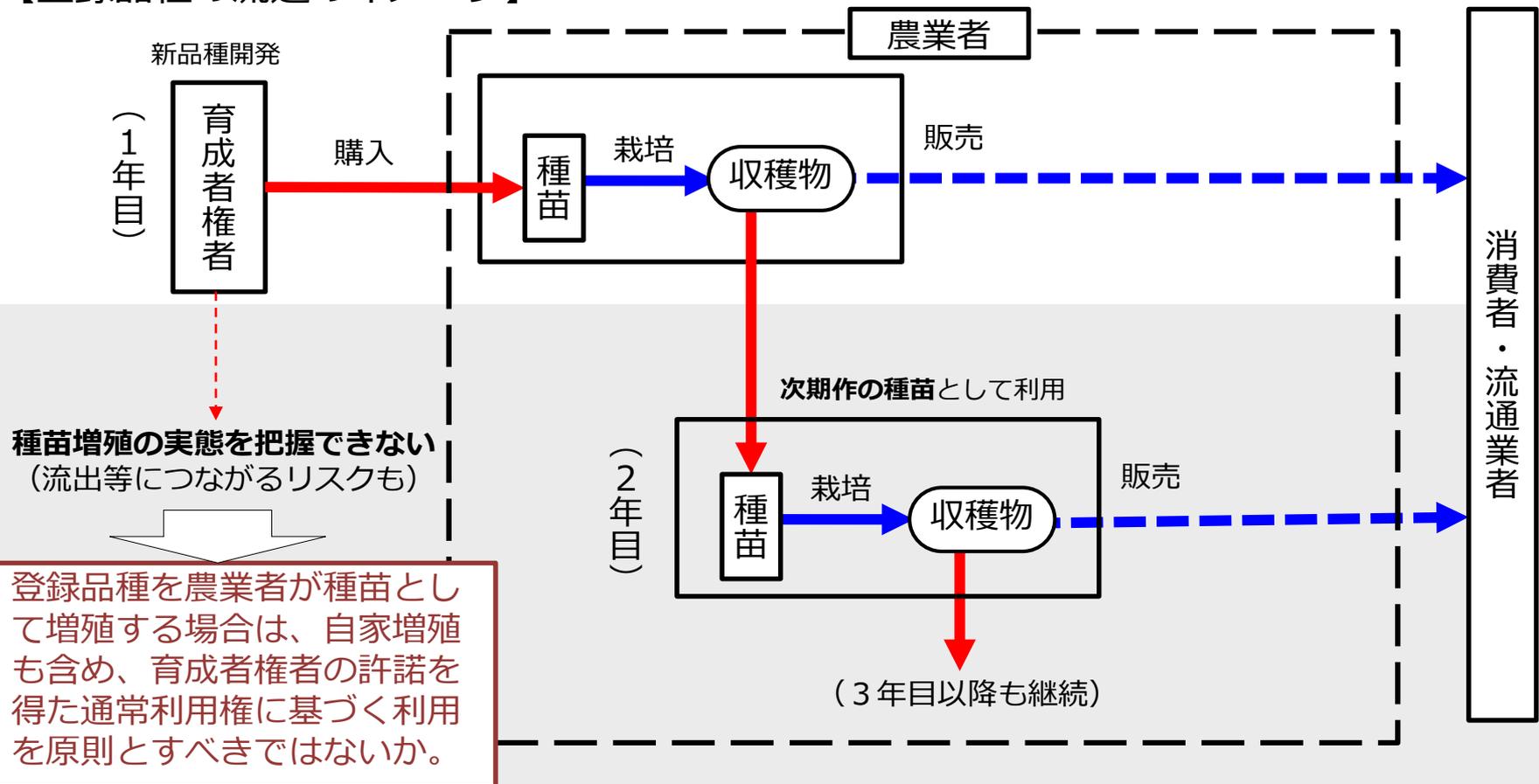
（利用条件の公示）

- 育成者権が付した条件を農林水産省のHPで公示するなど、利用者への周知を図る必要があるか。
- 登録品種であることを確実に識別できるよう、譲渡する者に対し、品種登録表示を法的に義務付けるべきではないか。
- インターネットを介した取引にも対応するため、販売サイト等においても品種登録表示を義務付けるべきではないか。

登録品種は原則として通常利用権に基づく利用とすべきではないか

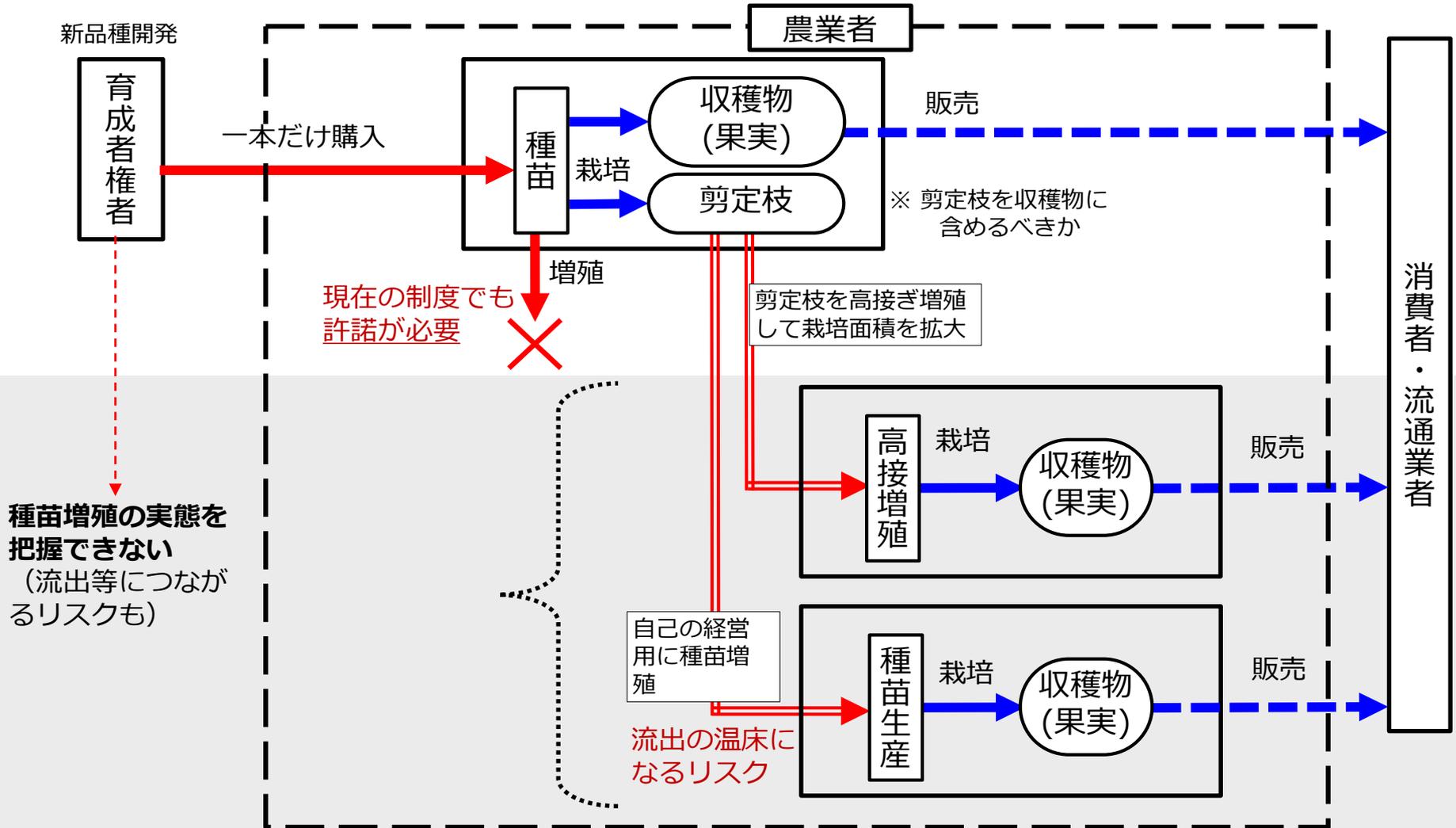
- 現行種苗法では、登録品種であっても収穫物の一部を次期作の種苗として利用することが農業者には認められているため、種苗生産及びその後の利用の実態把握が困難となり、育成者権者の目が届かない。
- このため、海外への種苗の流通に繋がるリスクがあるとともに、育成者が正当な対価を得ることが困難となり、結果として、F1化が難しい品目は品種開発が進まない。また、品質が管理されない種苗利用の拡大で、登録品種を活用した産地化やブランド化が阻害される等の弊害の発生も懸念される。
- 登録品種の利用は、育成者権者が管理できるよう転換すべきではないか。

【登録品種の流通のイメージ】



登録品種は原則として通常利用権に基づく利用とすべきではないか

【登録品種の流通のイメージ（果樹の流通）】



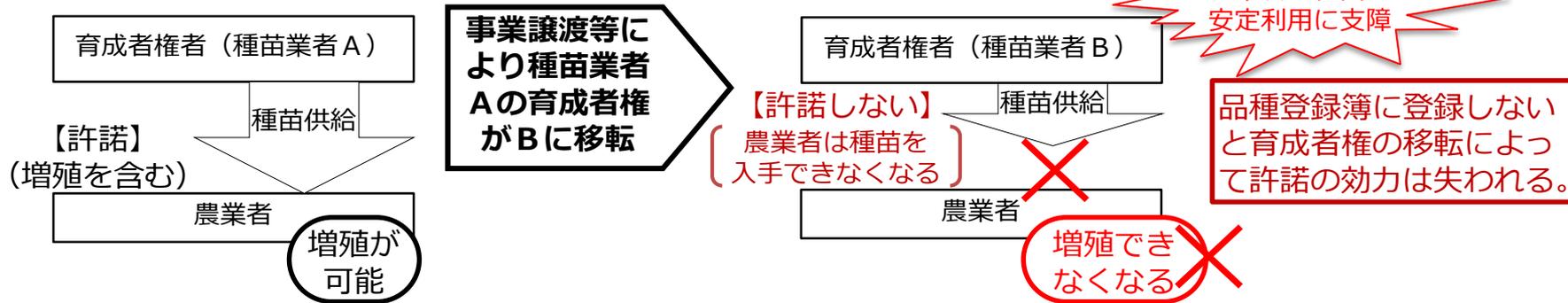
農業者が安定的に登録品種を利用できるようにすべきではないか

- 現行種苗法では、通常利用権は、品種登録簿に登録することで、育成者権者が移転しても効力を有することになるが、現状ではほぼ活用されていない。
- 育成者権の移転等で差止請求権等が行使されると、農業者の営農活動に重大な影響が懸念されることから、農業者が安定的に登録品種を利用し続けられるよう措置すべきではないか。

【通常利用権の移転のイメージ】

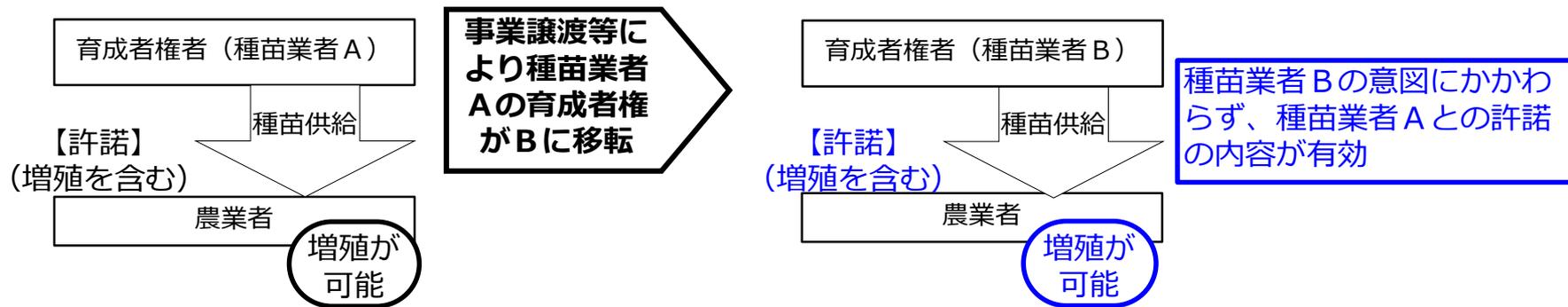
〔「育成者権者 A」は、種苗増殖や農業者の増殖を許諾していたが、経営統合や育成者権の譲渡によって育成者権の移転譲り受けた「育成者権者 B」が農業者の増殖を認めない場合〕

【現状】



【適正化のイメージ】

〔権利者の変更が行われた場合であっても、それまで許諾を受けていた場合は引き続き安定的な利用が可能〕



農業者が安定的に登録品種を利用できるようにすべきではないか

【検討会における意見】

- ・果樹等は登録品種も含めて自由な増殖が慣習的に行われている部分がある。民間育種者としては、販売した種苗が農家で高接ぎ等により自家増殖されてしまえば、開発費用の回収が困難であることが悩み。
- ・公的機関は、多くの新品種の利用者から、薄く広く許諾料を徴収することが重要である。一方、種苗法では農業者の自家増殖を認めているため、このままでは公的機関の育種に支障が出る懸念がある。
- ・品種開発を継続するに当たっては財源の確保が重要である。
- ・登録品種（新品種）の権利保護と、一般品種の自由利用の、両方のバランスを考慮すべき。

【課題解決のための論点】

- 育成者権者が登録品種の増殖を適切に管理できるようにするため、農業者による登録品種の増殖は育成者権者の許諾に基づき行われるものとする必要があるのではないかと。
- 特許法に倣い、通常利用権は、育成者権が移転しても効力を有する（当然対抗）こととすべきではないかと。

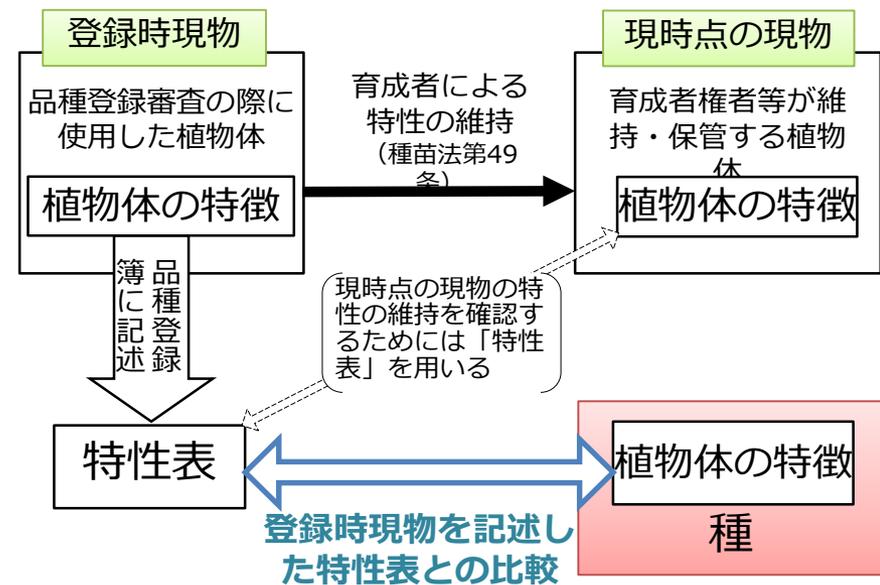
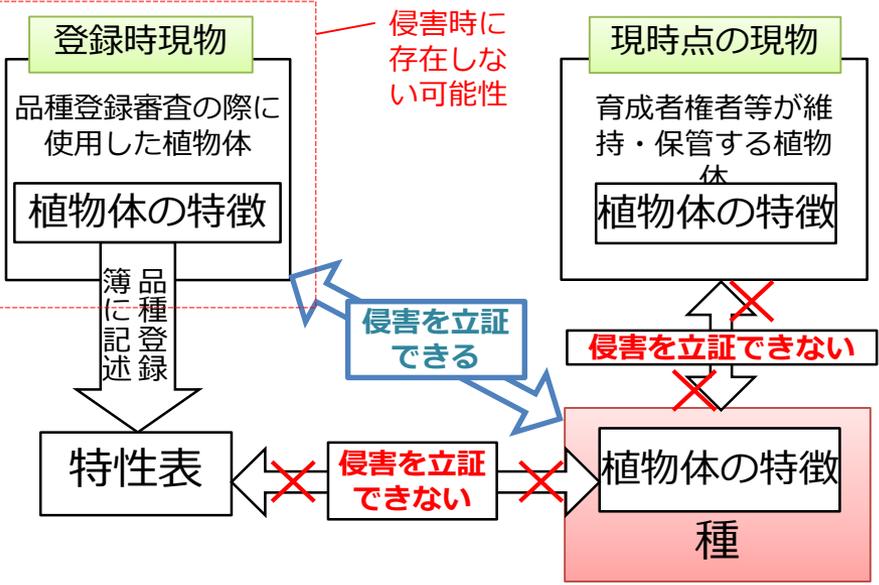
育成者権の権利範囲の明確化（「特性表」の活用）を図るべきではないか

- 育成者権の権利範囲の判定には、品種登録時の植物体自体との比較を要する（現物主義）と解する判決が存在（平成27年6月24日知財高裁）するが、育成者権の存続期間に渡り、植物体を変質させずに保管することは難しいことから、育成者権者が侵害の立証が実質的に困難となってしまう。
- 品種利用者にとっても、自らが利用している品種が育成者権を侵害しているか明確でなければ、利用が萎縮される懸念がある。
- このため、品種登録時の登録品種の現物の特性を正確かつ忠実に表現し、登録品種と他の品種とを識別で重要な指標となる「特性表」を活用し、海外流出や無断増殖等の権利侵害に速やかに対応できるよう、登録品種の権利の範囲を明確化し、実務上の利便を向上するための方策を検討すべきではないか。

【「現物」と「特性表」】

品種登録時の植物体自体との比較を要する（現物主義）と解する判決が出ている

登録時現物以外との比較により同一性を判定できる仕組みとできないか



※DNAマーカーは既知の特定の品種間を識別することには有効であるが、DNA配列と植物体の特性の関係が現時点でほぼ不明である。

育成者権の権利範囲の明確化（「特性表」の活用）を図るべきではないか

【検討会における意見】

- ・ 育成者権は権利侵害となるか否かの境界がはっきりしていない。権利の及ぶ範囲を明確にすべき。
- ・ 育成者権の侵害があっても、「現物主義」では実質的に裁判を起こせない実態にある。
- ・ 育成者が品種登録された特性を維持していたとしても、品種登録時の「現物」と見なされない。

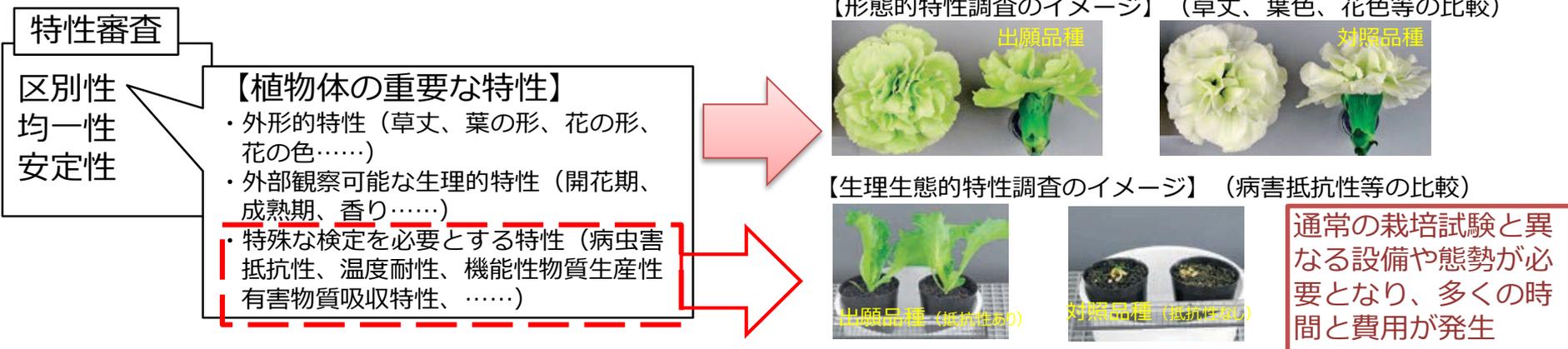
【課題解決のための論点】

- 育成者権の権利範囲の判定には、品種登録時の植物体自体との比較を要する（現物主義）と解する判決が存在するが、育成者権の存続期間、植物体を変質させずに保管することは困難であることから、育成者権者が侵害の立証を行うことが事実上困難となる。
- また、品種利用者にとっても、自らが利用している品種が育成者権を侵害しているか明確でなければ、利用が萎縮される懸念される。
- このため、「特性表」に記載された特性は、品種登録時の登録品種の現物の特性を正確かつ忠実に表現するものであり、登録品種と他の品種とを識別する上でも重要な指標となることから、特性表により、ある品種が育成者権が及ぶ品種か推定できる規定を設けるべきではないか。

登録審査の高度化が必要ではないか

- 近年の品種開発では、病害虫抵抗性等の新たな特性の付与が重要な目標となってきたが、その特性が「重要な形質」と定められなければ新品種として登録されない。一方、新たに開発された特性を全て「重要な形質」とした場合、審査に多くの時間や費用がかかり、制度の利便性が損なわれる。
- 日本の審査結果の活用により海外の品種登録審査が簡略化され早期登録が可能となるが、海外の審査に必要な項目が我が国で未設定の場合は、全ての栽培試験を実施することになるため海外での権利化に時間を要する。
- 品種登録審査に当たり、育成者権者の開発意図に即した審査を実施するとともに、審査の早期化や海外での保護のため審査の国際的な調和等が図られるようにすべきではないか。

【現在の品種登録審査（栽培試験）】

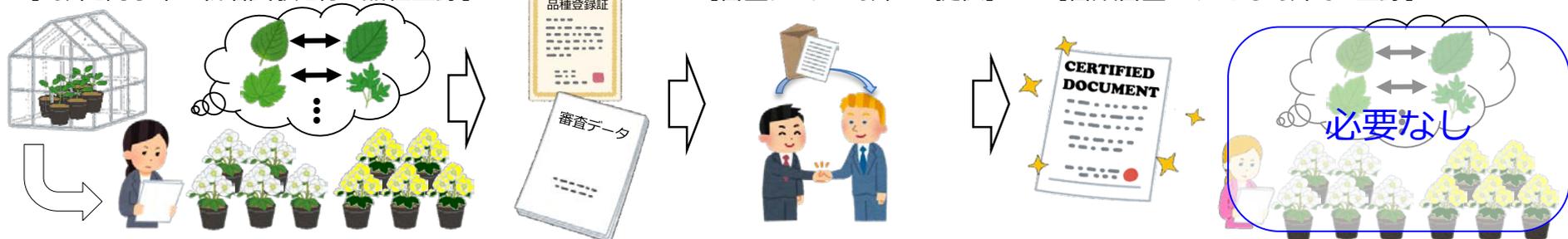


【日本の審査結果の活用による海外の品種登録審査の簡略化】

【海外と同水準の栽培試験を行い品種登録】

【審査データの海外への提供】

【書類審査のみによる海外での登録】



登録審査の高度化が必要ではないか

【検討会における意見】

- ・ 海外に出願する際の栽培試験用の種苗提出やデータ提出の負担が大きいため、海外との審査結果の共有を進めるべき。
- ・ 耐病性に対応した品種は技術進捗が早く寿命が短いため、手続の簡素化や品種登録されるまでの期間の短縮が必要。

【課題解決のための論点】

- 「重要な形質」のうち、審査に不可欠な「指定形質」を明確化するとともに、病害虫抵抗性等の、指定形質以外の形質（追加形質）は出願者が求めた場合に審査することとしてはどうか。
- 出願者が求めた場合に限って病害虫抵抗性等の特性の審査を行うことで、審査全体の負担を抑え審査の早期化を図りつつ、育成者や市場のニーズに即した審査を行うことが可能となるのではないか。（「特性表」の活用を進める方向性と齟齬はないか。）
- ※ 国際的な品種の審査基準（UPOVテストガイドライン）でも、必ず審査すべき形質とそうではない形質が定められている。
- 品種登録審査の高度化に伴い、調査する形質の増加等、栽培試験の経費が増高することから、栽培試験に係る実費相当額を出願者負担とできないか。
- 育成者権の権利範囲の明確化に資するものとして「特性表」の活用を進める場合も、引き続き品種登録の審査は栽培試験等で国が確認した特性に基づくこととすべきではないか。
- 育成者権者が根拠をもって特性表（審査結果）が事実と異なると考える場合は、育成者権者が訂正を申し立てできるようにすべきではないか。